

「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに 使用しないよう改めて求める意見書」

ロシアのウクライナに対する侵略は、子どもからお年寄りを巻き込む殺戮行為であり、一日も早く止めなければなりません。こうした状況下、戦争の残虐さと平和の大切さを実感せずにはおれません。

太平洋戦争末期、沖縄において約三ヶ月間にわたって激しい地上戦が行われました。その結果沖縄県外出身の日本軍兵士約6万6,000人、沖縄県出身の兵士や県民約12万2,000人など多くの尊い命が失われました。糸満市摩文仁の平和祈念公園にある「平和の礎」には、国籍・軍人・民間人の区別なく、沖縄戦等で亡くなられた24万1,686人の名前が刻まれています。その中には大阪府出身者の2,339人の兵士も含まれています。(昨年6月)

糸満市摩文仁を中心に広がる地域は、1972年(昭和47年)の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を心から慰めることを目的として、戦跡としては我が国唯一となる「沖縄戦跡国定公園」として指定されました。

しかし、沖縄戦で犠牲になられた兵士や民間の方がたの遺骨の多くは、戦後77年経過した今も土の中に残されており。現在、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき厚生労働省や沖縄県が中心となって遺骨収集事業が推し進められています。また「一日も早く遺骨や遺品を遺族のもとに帰してあげたい」という思いから、ボランティアによる遺骨収集も長い間取り組まれてきました。

遺骨収集を迅速に進めると同時に最新のDNA鑑定技術を駆使して、遺骨の特定を明らかにしていかなければなりません。そのためにも遺骨の散逸を防ぐ必要があります。そして一柱でも多くの遺骨を遺族のもとへ帰す努力をしてほしいと思います。

以上のような趣旨に基づき、下記の事項を決議していただく事を心から要望いたします。

記

- < 1 > 沖縄戦の戦没者の遺骨等が含まれている土砂を埋め立てに使用しないこと。
- < 2 > 日本で唯一住民を巻き込んだ地上戦があった沖縄の事情を考慮し、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を遵守して、日本政府が主体となり戦没者の遺骨収集を積極的に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

大阪府三島郡島本町議会